中小規模事業場の
みなさまへ

労働安全衛生法に基づく
化学物質管理の無料相談窓口

労働安全衛生法に基づく**「新たな化学物質規制」**に関するご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正のポイント

- ◇ **自律的な管理**に向けた実施体制の確立
- ◇ **ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質**の大幅増加
- ◇ **労働者がばく露される程度**を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への**適切な保護具の使用**
- ◇ 通知対象物に係る**代替化学名等の通知制度**の整備

よくあるお問い合わせ

ラベル・SDS	・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品か ・ラベルやSDSの表示義務は ・海外輸出・輸入品のSDSはどうしたらいいか ・秘密保持の対応について
リスクアセスメント	・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいか ・「CREATE-SIMPLE」の使用方法 ・リスクを低減するためにはどのような対策をとればよいか
政省令	・化学物質の「自律的管理」とはどういうことか ・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいか ・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何か ・濃度基準値の確認方法は ・譲渡提供で必要なこと

開設期間　**令和8年 4月1日～令和9年 3月18日**
（土日祝日、年末年始除く）

月～金 10:00～17:00（12:00～13:00除く）

050－5577－4862

お問合せフォーム　テクノヒル　相談窓口　検索

テクノヒルHP（https://technohill.co.jp/）**よりご利用いただけます。**

※相談は無料ですが、通話料がかかります。
※メールでのお問い合わせは、内容により電話回答とさせていただく場合があります。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
令和８年度厚生労働省委託事業「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」
【事務局】テクノヒル(株) 化学物質管理部門　https://technohill.co.jp/